

価格考慮型プロポーザル方式審査基準

第1 目的

この基準は、プロポーザル方式により業者を特定する場合の審査方法等について、立川市プロポーザル方式による契約事務運用ガイドライン（平成19年10月1日市長決定）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 審査方式

審査方式は、価格考慮型とする。

第3 審査方法

審査方法は、次の各項に定めるところによる。

1 選定評価基準の策定

選定評価基準は、別表に掲げる業者を選定するための選定評価基準（参考）に基づき策定するものとする。

2 審査

- (1) 審査は、1次選考と2次選考により行う。ただし、1次選考と2次選考を同時に実施することができる。
- (2) 有効参加者数が1者以上あれば、審査を実施できる。
- (3) 審査結果等を確認し、必要と認めた場合は、受託候補者を特定しないと判断することができる。

3 1次選考

書類審査において技術点のみの審査を行い、3者程度選出する。このとき、選考にあたって必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 点数は、100点満点とする。
- (2) 提案見積額が予定価格を越えていないかどうか確認する。このとき、予定価格を越えていた場合は、選考することができないものとする。

4 2次選考

提案書等のヒアリング、プレゼンテーション審査を行い、技術点と価格点を含めて総合的に審査し、受託候補者を1者特定する。このとき、選考にあたって必

要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 1次選考の結果を2次選考に反映するものとする。ただし、ヒアリング、プレゼンテーション審査の点数及び価格点を含めて100点満点とする。
- (2) 技術点と価格点の配点比率は、原則50（点）対50（点）とする。
- (3) 価格点の計算式は、次のとおりとする。

$$50 \text{ 点} \times (1 - \text{提案価格} \div \text{予定価格})$$

なお、上記計算式の50点は、技術点と価格点の比率が50（点）対50（点）の場合における価格点の比率を表すため、価格点の比率が50（点）以外の場合にあっては、その数値に読み替えるものとする。また、配点比率は、立川市競争入札参加資格等審査委員会において決定するものとする。

- (4) 受託候補者は、2次選考の審査結果が第1順位のものとする。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3関係） 業者を選定するための選定評価基準（参考）

区分	審査項目	審査の視点	指 標
等 事業者規模・業務実績・業務体制	経営規模	経営規模の妥当性	資本金、売上高 等
	業務遂行力	業務遂行体制の妥当性	企業の技術者数 等
	業務執行技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験	同種・類似業務の実績、資格及び専門分野の適切性 等
	実施体制	適切な業務を提供できる実施体制か	担当者数、担当者の配置、構成 等
	担当者審査	担当者の経験や実績等	経験年数、実績、当該業務に関連した資格、学識経験 等
実施方針・提案内容等	提案内容の的確性	業務の実施基準は妥当か	実施フロー又は工程表等の的確性
		検討項目の内容は具体的で量も妥当か	主要検討事項の把握度及び具体性
		独創性かつ実現性があるか	独創性・実現性
		実施手法は的確であるか	業務手法の妥当性
	資料調達力	資料等が分かり易いか、誤字脱字が少ないか	資料の正確性
業務の理解度	業務の理解度は十分か	業務実施方針、提案内容等の的確性	
ヒアリング・プレゼンテーション	特定テーマに対する取組み姿勢 ※テーマ毎に設定する	特定テーマ（環境、安全、景観、合意形成等）に対する取組み姿勢が明確かつ適切か	取組姿勢の明確性、付随・関連業務への適切な対応度
	説得力	説明に説得力があるか	説得力、論理性
	取組み姿勢	質問への対応等に関して積極的に取組む意欲を感じられるか	業務への意欲、積極性
価格	価格評価	計算式 50点×（1－提案価格÷予定価格）	

※ 上記内容を参考に、発注業務に適した審査項目を加除修正し、各項目ごとに点数配分を設定する。なお、技術点の配点は、1次選考においては、100点満点とする。また、2次選考においては、原則として、技術点50点、価格点50点とし、合計で100点満点とする。